

【用語解説】

No	用語	解説
1	処理区域面積	下水道認可計画に基づいて、下水道が整備された面積。
2	行政区域内人口	住民基本台帳に登録された那須塩原市の総人口。 この資料は、決算統計資料から転記しているため、H18年度以降は外国人人口も計上されていません。
3	処理区域内人口	下水道の接続有無は関係なく、下水道が整備された区域の人口。
4	人口普及率	算式＝処理区域内人口÷行政区域内人口×100。
5	水洗化人口	下水道に接続している人口。
6	水洗化率	算式＝水洗化人口÷処理区域内人口×100。
7	総処理水量	1年間あたり、水処理センターへ流入した汚水量。 那須塩原市では、黒磯水処理センター、塩原水処理センター、北那須浄化センター（県施設）へ流入した汚水の総量となります。
8	有収水量	水道メーター等で検針した水道使用量の総量
9	有収水率	算式＝有収水量÷総処理水量×100。
10	管渠費	管渠工事に係る費用や維持管理に係る費用の総称。
11	ポンプ場費	マンホールポンプ設置に係る費用や維持管理費に係る費用の総称。
12	処理場費	水処理センター施設の増設工事や更新工事に係る費用や維持管理費に係る費用の総称。
13	流域下水道建設負担金	北那須浄化センター（県有施設）の増設工事や更新工事に係る費用。 県、大田原市、那須塩原市で負担している。
14	流域下水道維持管理負担金	北那須浄化センター（県有施設）の施設維持に係る費用。 大田原市と那須塩原市で負担している。
15	経費回収率	使用料収入÷汚水処理費（維持管理費＋資本費）×100。 ※ここでは、汚水処理費の中にも公費負担があり、その分を除いています。
16	資本費回収率	算式＝（使用料収入－維持管理費）÷資本費×100
17	維持管理費回収率	算式＝使用料収入÷維持管理費×100
18	維持管理費単価	算式＝維持管理費（公費負担も含む）÷有収水量×100
19	繰出基準	総務省自治財政局通知で定められている公費で負担すべき繰入金について基準を設けている。
20	分流式下水道等に要する経費	繰出基準の一つで平成18年度から新たに加えられた。公共用水域（河川等）の水質保全への効果が高く、合流式下水道（雨水と汚水の混合管）の経費より、分流式下水道（雨水と汚水が別管）の経費が多くなるため、分流式下水道の公的便益や資本費格差を鑑みて追加された。
21	汚水処理原価	繰出基準に基づく繰入金分を除いて、有収水量で除したもの。 算式＝維持管理費、資本費、維持管理費＋資本費を有収水量で除する。

【繰出基準に基づく基準内繰入金】

項目		趣旨	繰出しの基準
①	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。	特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務に要する経費に相当する額とする。
②	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。
③	不明水の処理に要する経費	不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。	計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。
④	雨水処理費に要する経費	雨水処理に要する繰り出すための経費である。	雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。
⑤	臨時財政特例債等の償還に要する経費	臨時財政特例債及び公共事業等臨時特例債の元利償還金等について繰り出すための経費である。	公営企業会計において発行した臨時財政特例債等の元利償還金に相当する額とする。
		平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。	下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。
⑥	普及特別対策に要する経費	下水道普及特別対策要綱により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。	下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。
⑦	緊急下水道整備特定事業に要する経費	緊急下水道整備特定事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。	下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金に相当する額とする。
⑧	分流式下水道等に要する経費	分流式下水道等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。	すべての公債費から④、⑤、⑥、⑦、⑨の公債費を除き、定められた人口密度係数を乗じる。
⑨	流域下水道の建設に要する経費	広域的な水質保全を図る観点から、流域下水道の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。	県の流域下水道事業に対して支出した建設負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。

※他にも繰出し基準の項目がありますが、ここでは那須塩原市が該当するものだけ掲載しています。

【平成21年度下水道事業特別会計(繰入金内訳)】

(単位:千円)

基準内/ 外	維持管理費/ 資本費	番号	項目	合計	備考	
基準内	維持管理費	①	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	934		
		②	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	3,057		
		③	不明水の処理に要する経費	19,499		
		小計		23,490		
	資本費	④	雨水処理費に要する経費		253,338	基準内繰入金であるが、使用料対象経費として計上される。
			元金	156,107		
			利子	97,231		
		⑤	臨時財政特例債等の償還に要する経費		155,998	
			元金	135,197		
			利子	20,801		
		⑥	普及特別対策債に要する経費		20,149	
			元金	13,189		
			利子	6,960		
		⑦	緊急下水道整備特定事業(臨時措置分)に要する経費		20,018	
			元金	14,101		
			利子	5,917		
		⑧	分流式下水道等に要する経費		749,008	
			元金	524,070		
			利子	224,938		
		⑨	流域下水道の建設に要する経費		14,775	
元金	8,558					
利子	6,217					
小計		1,213,286				
計		1,236,776				
基準外	資本費	⑩	起債償還費	元金	304,208	
	建設改良費	⑪			43,279	公共投資臨時交付金分30,376千円を除く
	計		347,487			
総計				1,584,263	決算上の一般会計繰入金は1,614,639千円	

使用料の適正化について

下水道事業の課題の一つである使用料の適正化は、公営企業である以上、適切な使用料の設定により、経費回収率を向上させていくことが必要であるが、他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額等を勘案して、当面の間は、全国平均として150円/㎡（3,000円/20㎡）の水準をめどに適正化を図っていくことが必要となっています。

平成21年度実績において、那須塩原市の使用料単価は、129.9円/㎡である。推奨基準である150円/㎡に合わせるために、あといくら必要となるのか下記に計算してみました。

150円/㎡基準にした場合の使用料収入を X とすると、

$$X \div 6,913 \text{千}\text{m}^3 \text{ (H21 実績)} = 150 \text{円}/\text{m}^2$$

$$X = 6,913 \text{千}\text{m}^3 \times 150 \text{円}/\text{m}^2$$

$$X = 1,036,950 \text{千円} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

よって、平成21年度使用料収入実績は、898,183千円なので、

$$1,036,950 \text{千円} - 898,183 \text{千円} = 138,767 \text{千円}$$

よって、138,767千円が必要ということになります。

上記の138,767千円が、P26のH21の基準外繰入金・汚水処理費347,487千円に含まれていることとなります。